

制定 平成 24 年 11 月 7 日 原規監発第 121105001 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を次のとおり定める。

平成 24 年 11 月 7 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

放射線審議会は、放射線の有害な影響から人と環境を守り、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その委員の任命にあたっての要件等を定める。

2. 放射線審議会委員の要件

放射線審議会委員は、放射線障害防止に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、候補者の選定にあたっては、以下を欠格要件とする。

- ① 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第三号で規定される原子力事業者又はその団体（以下「原災法対象事業者等」という。）の役員又は従業者である者
- ② 任命前直近 3 年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業者であった者

※ 「役員又は従業者」には、研究等を主たる業務とし、当該原子力事業の運営又は管理に直接関与しない者は含まない。

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

放射線審議会委員として任命するときは、当該候補者に別添 1 に従い、2. の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。

- ・任命前直近 3 年間に、同一の原災法対象事業者等からの、個人として、1 年度あたり 50 万円以上の報酬等の受領の有無について
- ・任命前直近 3 年間に、個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの寄附等の有無について（その提供者及び金額も記載のこと。）

4. 自己申告情報の申告対象期間

原則、申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日までを自己申告の対象期間とする。

(別添 1)

原子力規制委員会が、放射線審議会委員の任命を行うに
あたっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

印

「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

私の原子力分野における活動は「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 2. ①及び②に該当しないことを申告します。

(備考)

1. 様式 1 についてもご記入の上、提出ください。
2. 様式 1 に記載された事項は公開の対象とします。原災法対象事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項について申告をお願いします。

(様式1)

申告日：平成 年 月 日

原災法対象事業者等に関する活動概要等

- 1 任命前直近3年間における同一の原災法対象事業者等からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度
<input type="checkbox"/> 無		

- 2 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの寄附の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度			
<input type="checkbox"/> 無					

※申告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄付金は対象外です。

- 3 任命前直近3年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する原災法対象事業者等からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	原災法対象事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		平成 年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負			
<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 共同研究			

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)